

# 府中町放課後児童クラブのしおり

## 【目次】

|     |                                  |      |
|-----|----------------------------------|------|
| I   | 府中町放課後児童クラブの概要                   |      |
| 1   | 放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・       | P.2  |
| 2   | 放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・       | P.2  |
| 3   | 入会ができる児童・・・・・・・・・・・・・・・・         | P.2  |
| 4   | 開設期間・・・・・・・・・・・・・・・・             | P.3  |
| 5   | 開設時間・・・・・・・・・・・・・・・・             | P.3  |
| 6   | 活動のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・           | P.4  |
| II  | 新規入会手続きについて                      |      |
| 1   | 入会までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・          | P.5  |
| 2   | 選考・入会決定について・・・・・・・・・・・・・・・・      | P.5  |
| 3   | 入会基準フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・      | P.6  |
| 4   | 入会申し込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・       | P.7  |
| 5   | 児童クラブの退会について・・・・・・・・・・・・・・・・     | P.9  |
| 6   | 申込事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・      | P.9  |
| 7   | 入会取り下げについて・・・・・・・・・・・・・・・・       | P.9  |
| 8   | 利用の取消しについて・・・・・・・・・・・・・・・・       | P.9  |
| III | 新年度の継続利用について・・・・・・・・・・・・・・・・     | P.10 |
| IV  | 府中町放課後児童クラブの運営内容                 |      |
| 1   | 主な活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・           | P.10 |
| 2   | 保護者負担金・活動費・・・・・・・・・・・・・・・・       | P.10 |
| 3   | せいかつノート・・・・・・・・・・・・・・・・          | P.11 |
| 4   | 連絡事項・注意事項                        |      |
|     | （1）登会・下会について・・・・・・・・・・・・・・・・     | P.11 |
|     | （2）欠席について・・・・・・・・・・・・・・・・        | P.12 |
|     | （3）下会について・・・・・・・・・・・・・・・・        | P.12 |
|     | （4）宿題について・・・・・・・・・・・・・・・・        | P.12 |
|     | （5）お弁当・おやつについて・・・・・・・・・・・・・・・・   | P.12 |
|     | （6）服薬等について・・・・・・・・・・・・・・・・       | P.13 |
|     | （7）学級閉鎖等の場合について・・・・・・・・・・・・・・・・  | P.13 |
|     | （8）けが・事故等の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.13 |
|     | （9）スポーツ安全保険について・・・・・・・・・・・・・・・・  | P.13 |
| 5   | 気象警報発令時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・      | P.13 |
| 6   | その他・・・・・・・・・・・・・・・・              | P.14 |
| 7   | Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・            | P.15 |

|     |                                    |      |
|-----|------------------------------------|------|
| 別 添 | 緊急メール連絡システム登録マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.16 |
|-----|------------------------------------|------|

※このしおりは1年間保存してください。

# I 府中町放課後児童クラブの概要

## 1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、放課後や長期休業中（夏休み等）に、就労などにより保護者が家庭にいない児童に、家庭の代わりに適切な遊びや生活の場を提供し、子ども達が安全に過ごす中で、健全な育成を図ること、また、「児童クラブが保護者に代わって生活全般を指導する」のではなく、「保護者の皆さんが家庭の中で子どもを温かくはぐくむためのお手伝いをする事」を目的として運営を実施しています。

あくまで保護者が不在の時間を補助することが目的ですので家庭の中で保護できる状態にある時（お仕事がお休みの時など）は、放課後児童クラブの利用は控えてください。

### 【用語の定義】

#### ◎児童クラブに関すること

- ・登会とうかい : 児童クラブに来ること
- ・下会げかい : 児童クラブから帰ること
- ・休会きゅうかい : 児童クラブを開設しない日のこと
- ・一日活動いちにちかつどう : 長期休業日（夏休みや冬休み等）、土曜日、学校の代休日（振替休業日）等開設する活動日のこと
- ・入会 : 児童クラブに入ること
- ・退会 : 児童クラブをやめること

#### ◎小学校に関すること

- ・登校 : 小学校へ行くこと
- ・下校 : 小学校から帰ること
- ・休校 : 小学校が休みになること
- ・短縮授業 : 学校が早く終わる日

## 2 放課後児童クラブ一覧

児童クラブで集団生活を行うにあたり、不安に思うことや配慮が必要な場合があれば、事前に児童クラブに相談してください。

| 小 学 校 区 | 施 設 名                | 所在地                       | 電 話 番 号      |
|---------|----------------------|---------------------------|--------------|
| 府中小学校   | 府中小学校区<br>放課後児童クラブ   | 府中町本町 2-15-2<br>(府中小学校内)  | 082-288-5642 |
| 府中南小学校  | 府中南小学校区<br>放課後児童クラブ  | 府中町柳ヶ丘 51-25<br>(府中南小学校内) | 082-286-6680 |
| 府中中央小学校 | 府中中央小学校区<br>放課後児童クラブ | 府中町浜田 2-6-1<br>(府中中央小学校内) | 082-282-0961 |
| 府中東小学校  | 府中東小学校区<br>放課後児童クラブ  | 府中町山田 4-4-1<br>(府中東小学校内)  | 082-285-5985 |
| 府中北小学校  | 府中北小学校区<br>放課後児童クラブ  | 府中町清水ヶ丘 23-1<br>(府中北小学校内) | 082-285-2997 |

## 3 入会ができる児童

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす場合に対象となります。

→6ページの入会基準フローチャートを参考にしてください。

(1)府中町内に住所を有している児童

(2)小学校に在学している児童

(3)保護者および同居する親族（18 歳未満の者を除く。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童

- ① 保護者等が就労のため、1 週間のうち日曜日を除く 4 日以上・16 時まで勤務、17 時頃まで家庭にいない、またシフト勤務の場合、日曜日を除く、月 16 日以上勤務であること。（※）
- ② 保護者等が疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
- ③ 保護者等が疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族を常時介護していること。
- ④ 保護者等が大学・専門学校等への通学中であること。
- ⑤ その他児童を保護できない特別の事由があること。

※長期休業中のみの利用については、利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該クラブの受入可能人数を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申し込みを受付けます。この場合、保護者等の就労時間の要件は「17 時頃」とあるのを「12 時頃」に緩和します。

#### 4 開設期間

◎開設期間 4 月 1 日～翌 3 月 31 日の 1 年間（休会日除く）

◎休会日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 8 月 14 日から 8 月 16 日まで(学校の予定により変更場合があります)
- (4) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (5) 入会説明会・新年度準備など運営上休会を必要とする日（年間 2～3 日）
- (6) 災害その他の事情により必要と認める日

※休会日が変更となる場合があります。また、各小学校区の放課後児童クラブで日程が異なる場合があります。

#### 5 開設時間

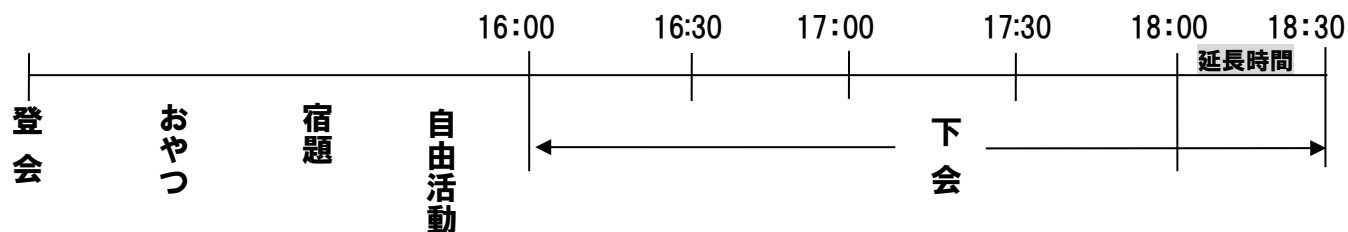
| 区分   | 学校の授業がある日                                   |                                             | 学校の休校日                                                      |                                                             |
|------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
|      | 通常授業日                                       | 短縮授業日                                       | 土曜日                                                         | 長期休業日<br>(夏休み等)                                             |
| 開設時間 | 13 時～18 時 30 分<br>(延長時間：<br>18 時～18 時 30 分) | 下校時刻～18 時 30 分<br>(延長時間：<br>18 時～18 時 30 分) | 8 時～18 時 30 分<br>(延長時間：<br>8 時～ 8 時 30 分<br>18 時～18 時 30 分) | 8 時～18 時 30 分<br>(延長時間：<br>8 時～ 8 時 30 分<br>18 時～18 時 30 分) |

※警報発令時や災害その他の事情により、開設時間を変更することがあります。

※8 時から 8 時 30 分および 18 時から 18 時 30 分の利用の場合は、延長利用申込手続きが必要です。

## 6 活動のながれ

### ① 学校の授業がある日



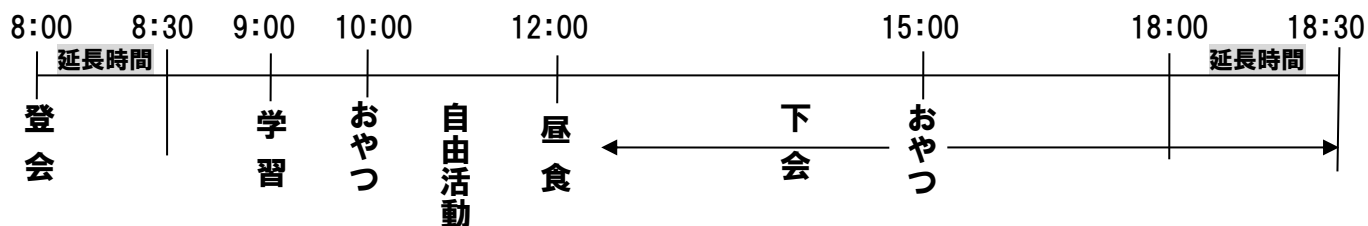
◎学校の下校時刻に合わせて登会します。

◎16時から30分単位で下会できます。原則として16時より前の下会はできません。

ただし、特別な理由がある場合はこの限りではありませんのでご相談下さい。

◎18時（10～3月の間は17時）を過ぎて下会する場合は保護者の迎えが必要です。

### ② 学校の休校日



◎8時より開設し、保護者の勤務時間に合わせて登会します。

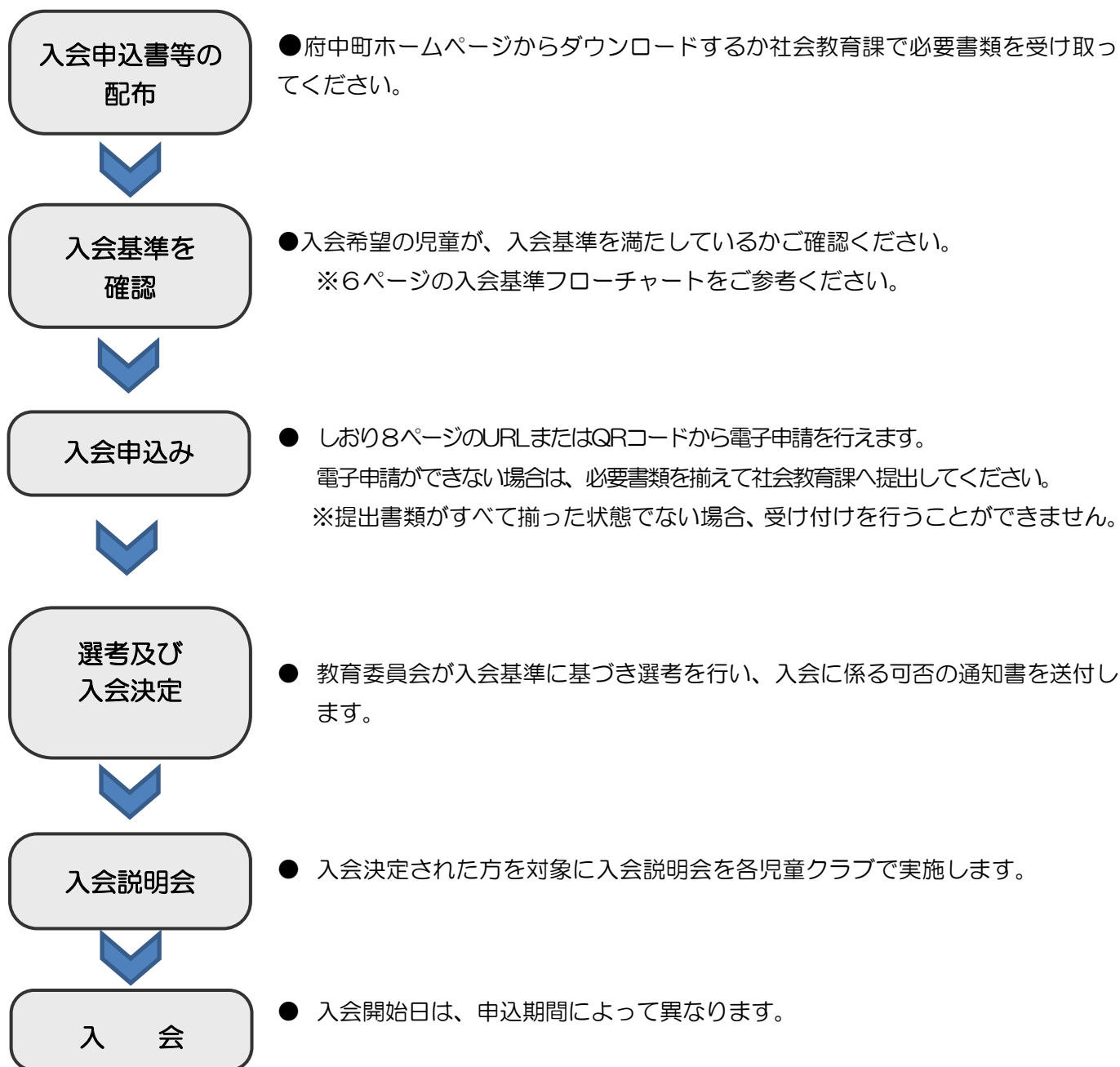
事故防止のため、8時より前に児童クラブに登会することはできません。

◎12時から30分単位で下会できます。

◎18時（10～3月の間は17時）を過ぎて下会する場合は保護者の迎えが必要です。

## Ⅱ 新規入会手続きについて

### 1 入会までの流れ



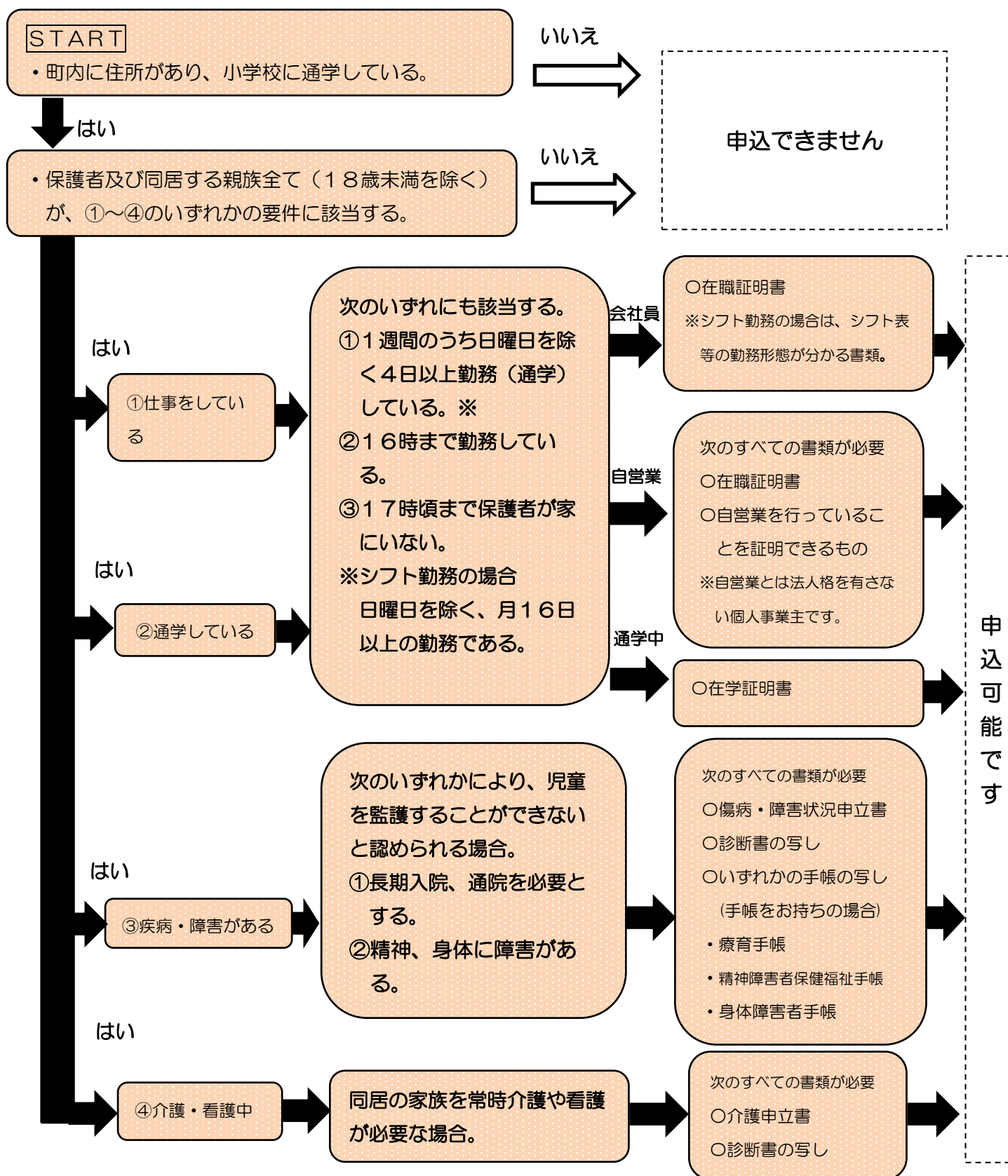
**注意**：入会申し込みの必要書類のうち、在職証明書は勤務先が記入する欄があります。時間がかかる場合がありますので、早めに勤務先にご相談ください。提出書類がそろった状態でない場合、受付を行うことが出来ません。

### 2 選考・入会決定について

入会申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童が入会基準を満たしているかどうかの確認をし、入会に係る可否の決定、通知書を送付します。

### 3 入会基準フローチャート

基準日は利用開始希望日です。



## 4 入会申し込みについて

各放課後児童クラブが受入可能人数を超過していない場合のみ利用できます。

### (1) 受付期間

利用開始日に応じて提出してください。

書類に不備があった場合は、一旦返却します。不備が是正され、再度提出があった日が提出日となります。

| 提出日      | 利用開始日         |
|----------|---------------|
| 1 日～15 日 | 提出月の翌月 1 日から  |
| 16 日～月末  | 提出月の翌月 16 日から |

例) 6 月 1 日から利用開始希望の場合→5 月 15 日までに提出

### (2) 受付時間・場所

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 受付時間 | (平 日) 8 : 30 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 17 : 15<br>※電子申請を除き、上記以外の時間は対応できません。 |
| 受付場所 | 電子申請または、府中町教育委員会 社会教育課<br>(府中町本町一丁目 10 番 15 号・くすのきプラザ内)               |

### (3) 提出書類

電子申請は受付時間外でも申請でき、添付書類が少ないため便利です。

提出書類は、府中町ホームページからダウンロードできます。

(サイト内検索で「放課後児童クラブ」で検索してください)

#### ① 受付場所に持参する場合

- ・入会申込書 (児童 1 人につき 1 枚提出)
- ・在職証明書等 (児童クラブ用の様式をご使用ください。  
次ページの表【必要書類】を参照してください。  
保護者(単身赴任者も含む)、同居 (二世帯住宅・同一敷地内・同一マンション含む) する親族 (18 歳未満・70 歳以上を除く) 全ての方に必要です。  
同一世帯で 2 人以上の児童の入会を同時に申し込む場合は 1 部で結構です。
- ・府中町放課後児童クラブ延長利用申込書 (延長時間の利用をする場合のみ)
- ・提出書類チェックリスト

#### ② 電子申請の場合

在職証明書等 (児童クラブ用の様式をご使用ください。)  
次ページの表【必要書類】を参照してください。  
保護者(単身赴任者も含む)、同居 (二世帯住宅・同一敷地内・同一マンション含む) する親族 (18 歳未満・70 歳以上を除く) 全ての方に必要です。  
同一世帯で 2 人以上の児童の入会を同時に申し込む場合は 1 部で結構です。

## ◎電子申請の流れ

- ・入会申込項目を入力⇒必要書類を添付⇒必要な場合、延長利用申込項目を入力⇒申請)
- ・申込完了通知が送信されます。
- ・受理通知が送信されます。
- ・入会基準に基づき選考を行い、入会に係る可否の通知書を送付します。

電子申請申込用 QR コード



電子申請申込 URL

[https://apply.e-tumo.jp/town-fuchu-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=28639](https://apply.e-tumo.jp/town-fuchu-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28639)

## 【必要書類】

鉛筆・消えるペンでの記入、及び修正液（テープ）を使用された書類は受付けできません。

| 主な事由          | 必要書類                                                                                                                                                                                      |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 雇用勤務者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在職証明書<br/>※勤務がシフト制の場合は、その月のシフト表も提出してください。<br/>※単身赴任の場合も必要です。<br/>※必ず雇用先で証明を受けてください。<br/>※訂正の場合、二重線で消してください。</li> </ul>                           |
| 自営業者          | 次のすべての書類<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在職証明書</li> <li>・ 営業証明書の写し、営業上の郵便物、名刺等のいずれか</li> </ul>                                                                                |
| 疾病・障害         | 次のすべての書類<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病・障害状況申立書</li> <li>・ 診断書の写し<br/>※町指定の様式をご使用ください。医師の診断書の場合、必ず指定様式の記入事項が記載されていることをご確認ください。</li> <li>・ 障害者手帳等の写し(手帳をお持ちの場合)</li> </ul> |
| 介護            | 次のすべての書類<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護申立書</li> <li>・ 診断書の写し<br/>※町指定の様式をご使用ください。医師の診断書の場合、必ず指定様式の記入事項が記載されていることをご確認ください。</li> <li>・ 介護保険証等の写し</li> </ul>                 |
| 70 歳以上の同居の祖父母 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢確認できるものの写し</li> </ul>                                                                                                                          |
| 就学            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在学証明書</li> </ul>                                                                                                                                 |
| その他の事由        | 当該事由が確認できる書類及び申立書（児童を保護できない理由を記載したもの）                                                                                                                                                     |

## (4)入会の可否決定の通知

15 日までに提出された方は提出月の下旬頃に、16 日～月末に提出された方は提出月の翌月の月上旬頃に発送予定です。

## (5) その他

新年度（４月１日）からの利用、長期休業中（夏休み、冬休み）の利用に関する受付期間や申し込み方法は、広報ふちゅう及び府中町公式ホームページに随時掲載します。なお、広報掲載時期の予定は次のとおりです。

夏休みの利用：広報ふちゅう 6 月号

冬休みの利用：広報ふちゅう 11 月号

新年度（４月１日）からの利用：広報ふちゅう 12 月号

## 5 児童クラブの退会について

◎放課後児童クラブに入会いただくと小学校６年生まで利用できます。最終利用日は小学校卒業後の３月３１日までです。利用をやめる場合は、退会手続きが必要です。

◎退会する場合は、退会届を各放課後児童クラブへ提出してください。

※退会の届出月まで保護者負担金・活動費が必要となる場合がありますので、ご了承ください。なお、退会届の提出がない場合は、登会していなくても保護者負担金・活動費が必要です。

※退会日の５営業日前までに手続きをしてください。それ以降の申出につきましては、手続きをした日の５営業日後の日付での退会となります。

## 6 申込事項の変更について

◎住所、保護者、家族状況、利用形態など申込事項の変更があった場合は利用している放課後児童クラブにご連絡ください。

◎勤務先が変更となった場合には社会教育課へ在職証明書の再提出が必要になります。また、在職証明書の雇用期間が利用期間中に更新される方は、速やかに更新後の在職証明書を社会教育課へ提出してください。

## 7 入会取り下げについて

◎入会決定後は、準備物に対する費用が発生しますので、入会を取り下げる場合は速やかに入会予定の放課後児童クラブへご連絡ください。

## 8 利用の取消しについて

◎府中町放課後健全育成事業運営規程に基づく規程に違反した場合。

◎不正な行為により入会の決定を受けた場合。

◎入会要件又は関係職員の指示及び指導に従わない場合。

◎その他管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認める場合。

### 【利用上の注意点】

・利用登録されている方で実際の利用が １ヶ月に数日しかない場合、退会を勧奨させていただきます。  
また、３ヵ月間、自己都合により一回も登会がない場合は、退会させていただきます。

・送迎時間を守られない方、利用回数が極端に少ない方につきましては、次年度の入会決定時の審査対象とさせていただきます。

・小学校の下校時間から習い事の始まる時間までの時間調節のための入会はできません。

### Ⅲ 新年度の継続利用について

新年度の利用について、在籍児童も毎年、入会申込書類を提出していただいていたところですが、令和8年度利用分から、既に児童クラブに在籍している児童は、入会申込手続きは不要となり、自動更新となりました。（入会后、小学6年生の3月31日まで利用できます。）

入会申込手続きとは別で、保険の更新等のため、毎年度、下表の書類を毎年児童クラブへ提出いただきます。提出時期等についてはせいかつノート等により別途ご案内します。

| 提出物              | 提出回数    | 提出時期       | 提出先   |
|------------------|---------|------------|-------|
| ① スポーツ安全保険料      | 年に1回    | 2月中旬から3月上旬 | 児童クラブ |
| ② 気象警報発令時等の対応調査票 | 年に1回    |            |       |
| ③ 個人票            | 年に1回（※） |            |       |
| ④ 在職証明書          | 年に1回（※） | 6月頃        | 社会教育課 |

※変更があった場合は、都度提出してください。

### Ⅳ 放課後児童クラブの運営内容

#### 1 主な活動内容

- ◎ 生活の指導                      基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行います。
- ◎ 遊びの指導                      遊びを通しての自主性や社会性、創造性を培います。
- ◎ 安全確保・健康管理            出欠確認を始めとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。
- ◎ 家庭との連絡                   家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域との連携を図ります。

#### 2 保護者負担金・活動費

◎保護者負担金（納付先 府中町）

児童クラブが提供するサービスを利用するために保護者が支払う費用

- ・月額 3,000 円（8月のみ 4,000 円）
- ・負担金は利用当月末日（例：令和8年6月分は令和8年6月末日）に、利用者が口座振替依頼書で指定した金融機関からの引き落としでの支払いとなります。（休日の場合、翌営業日）

＜減免制度＞①～④については社会教育課への申請が必要です。

|      |                                 |                                    |
|------|---------------------------------|------------------------------------|
| 減免理由 | ① 生活保護世帯                        | 全額免除                               |
|      | ② 就学援助制度適用世帯                    | 全額免除                               |
|      | ③ 同一世帯で2人以上が入会（兄弟姉妹等）           | 2人目          半額免除<br>3人目以降    全額免除 |
|      | ④ その他(災害等により家屋が損壊した場合等)         | 全額免除又は一部免除                         |
|      | ⑤ 月の16日以後に入会し、または月の15日以前に退会した場合 | 半額減免                               |

◎活動費（納付先 各児童クラブ）

- ・おやつ代などの実費負担分
  - ・月額 2,000 円※
  - ・活動費は当月初日にゆうちょ銀行指定口座からの引き落としでの支払いとなります。
- （休日の場合、翌営業日）

※

| 年間活動費     | 長期休業日のみの利用 |         |
|-----------|------------|---------|
|           | 夏休み        | 冬休み     |
| 月 2,000 円 | 3,000 円    | 1,000 円 |
| 月初め払い     | 7 月支払      | 12 月支払  |

手数料が別途、**振替ごとに 10 円必要になります。**必ず、引落日の前日（前日が休日の場合は、振替日まで  
の営業日中）までに指定口座にご入金ください。

（長期休業日のみの利用者は現金を持参していただきます。）

◎その他

- ・保護者負担金、活動費はその月に登会しない場合も必要です。
- ・**年間利用の方については、活動費を 3 ヶ月滞納された場合は、退会していただきます。**
- ・引き落としの手続きが間に合わず、振替ができない場合等で納入方法に変更がある場合は、別途お知らせします。

### 3. せいかつノート

◎せいかつノートは、児童クラブからお渡しします。

◎家庭と児童クラブとの連絡に使います。毎日持たせてください。

◎表紙裏の〈出欠席予定表〉〈気象警報発令時等の対応〉の記入をしておいてください。

◎毎日、必ず保護者が確認・点検をしてください。

◎児童の体調が良くない場合や帰宅の方法が異なる場合など、連絡事項がある場合は記入してください。

◎紛失・2 冊目の利用の場合は、代わりのものを用意してください。

（1 冊 1 9 0 円で購入もできます。）



### 4. 連絡事項・注意事項

(1) 登会・下会について

登会・下会時刻は次のとおりです。放課後活動日の下会時刻については、登会後の「せいかつノート」の確認に時間がかかりますので、16 時以降でお願いします。特別な理由がある場合はご相談ください。また、下会時間はできるだけ集団で帰宅できるように 30 分単位としています。

|    | 学校の授業がある日  |       | 学校の休校日                                               |                 |
|----|------------|-------|------------------------------------------------------|-----------------|
|    | 通常授業日      | 短縮授業日 | 土曜日                                                  | 長期休業日<br>（夏休み等） |
| 登会 | 学校の授業終了後から |       | 8 時 30 分から<br>（延長許可児童は 8 時 00 分以降で<br>申請された時間から利用可能） |                 |
| 下会 | 原則 16 時から  |       | 12 時から                                               |                 |

※学校の休校日の登会は、原則、午前は 8 時 30 分から 9 時までの間に、午後は昼食を済ませ、12 時 30 分から 13 時までに登会させてください。

※一旦、児童クラブに登会した後、塾など習い事に行った場合、再び、登会することはできません。

※登会・下会は保護者の就業に合わせてご利用ください。

## (2) 欠席について

- ・「せいかつノート」に貼る毎月の出欠席表に保護者が記入しておいてください。

|   |   |
|---|---|
| 3 | 4 |
| 休 | : |

※保護者が時刻欄に「休」と記入してください。

※急な欠席の連絡は電話してください。

※児童による、記入および口頭での届出は受けませんので、保護者へ確認の電話をさせていただきます。

- ・学校を欠席又は早退した場合には、必ず児童クラブにもご連絡ください。
- ・連絡がなく欠席の場合、保護者の勤務先へ直接確認の電話をさせていただきます。

## (3) 下会について

- ・「せいかつノート」に貼る毎月の出欠席表に 30 分単位で下会時刻を記入してください。

|        |   |
|--------|---|
| 3      | 4 |
| 迎 4:30 | : |

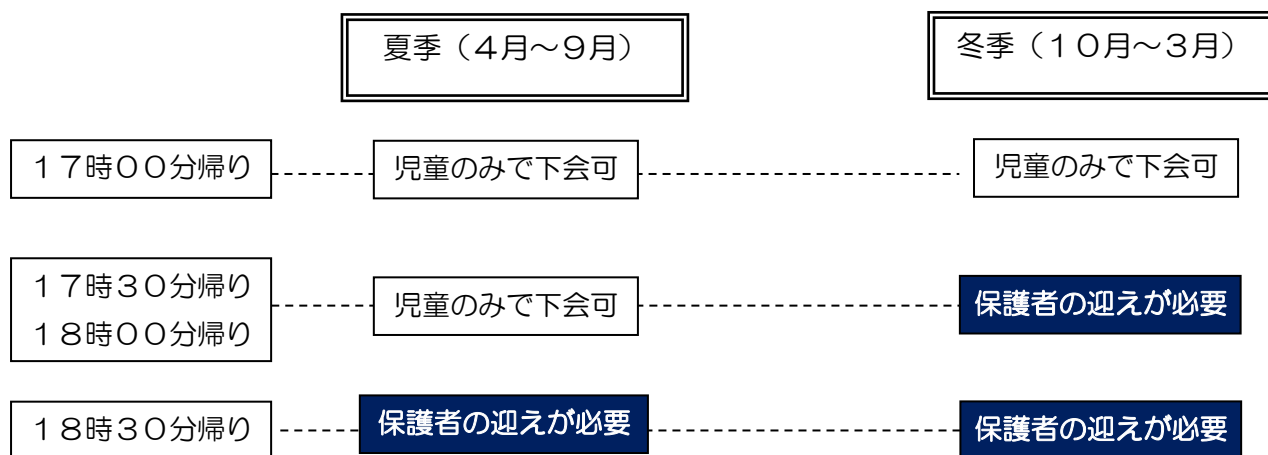
※お迎えの時は時刻欄に「迎」と記入してください。

※24 時間表記で記入されると児童が確認することが難しいので、時刻は 12 時間表記で記入してください。

(○ 12 時間表記 4:00 × 24 時間表記 16:00)

※訂正する場合は、前の記入を朱字で二重線を引き、その上に新しい予定時刻等をご記入ください。

- ・お迎えに来られる方が普段と違う方の場合には事前に児童クラブまでお知らせください。
- ・10月～3月の間は、17時を過ぎて下会する児童は、保護者の迎えが必要となります。必ず18時00分まで(延長利用許可者は18時30分まで)にお迎えをお願いします。



## (4) 宿題について

自主的に取り組めるように声掛けを行います。学習指導は行いませんので、内容についてはご家庭で確認をお願いします。下校時刻が遅れた時や行事参加時などには宿題ができないことがあります。

## (5) お弁当・おやつについて

- ・長期休業中、学校の代休日、土曜日、短縮授業日など給食の無い日には、お弁当と水筒を持たせてください。登会後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。

- ・おやつについて、アレルギー等の個別対応はできません。アレルギーのある児童の対応については、指導員へご相談ください。

#### (6) 服薬等について

- ・投薬は医療行為にあたるため、児童クラブの指導員は行うことができません。目薬等も同様です。
- ・服薬する場合には、児童が自分で行うことになります。服薬する場合には、安全管理のために、必ず保護者の方からのご連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについて「せいかつノート」に記入してください。
- ・アレルギーなどで対応が必要になる児童は、別途、関係書類の提出をお願いする場合があります。提出がない場合、登会をお断りすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

#### (7) 学級閉鎖等の場合について

学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスの児童は、感染の有無に関わらず児童クラブをご利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

#### (8) けが・事故等の対応について

事故防止には万全を期しますが、万が一、児童に事故や大きなけがが発生した場合は応急措置をとり、保護者の勤務先に連絡させていただきますので、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。登下会途中などでのけが・事故等についても、必ず児童クラブへ連絡してください。

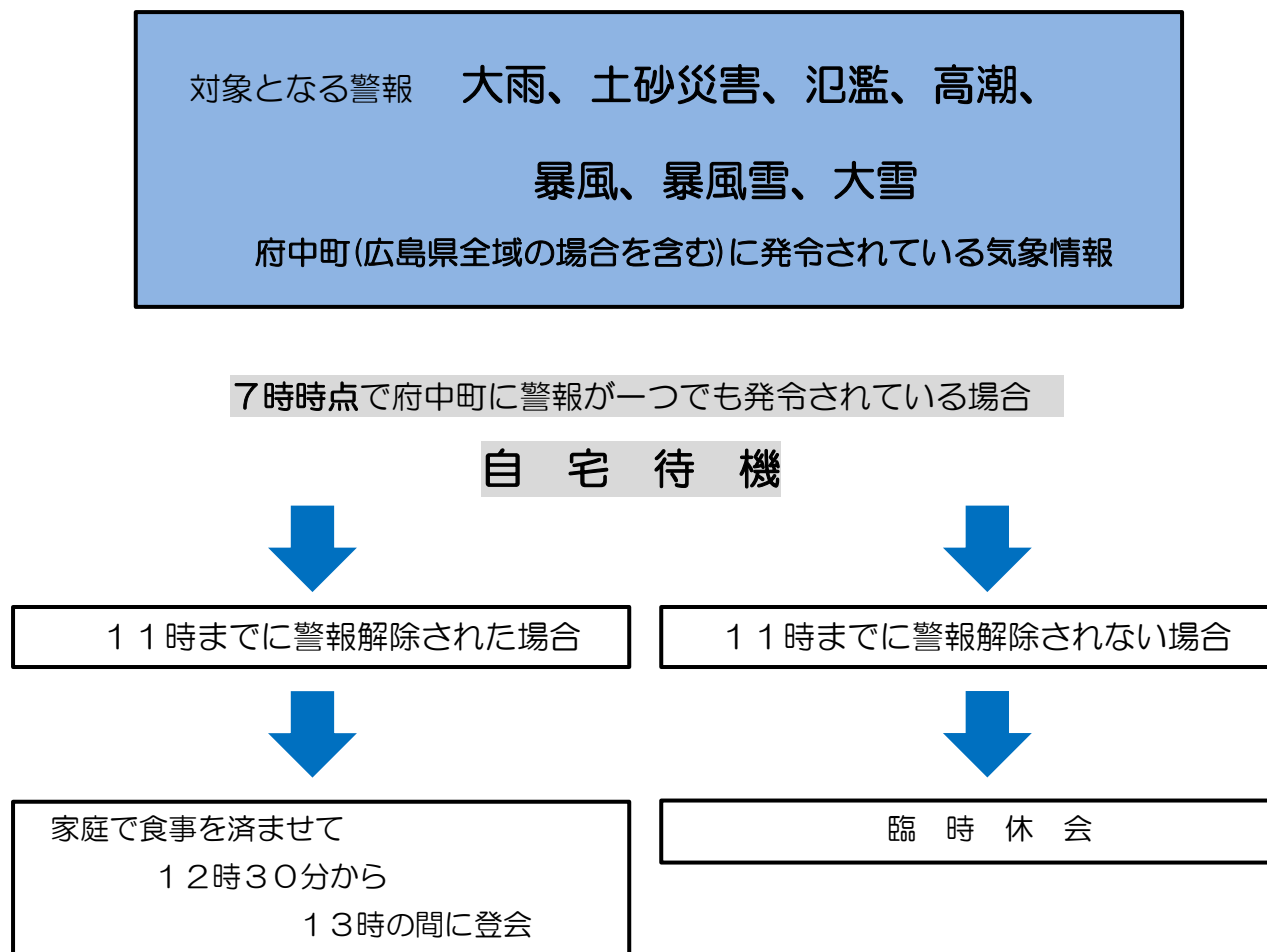
#### (9) スポーツ安全保険について

- ・入会に際し、スポーツ安全保険に加入していただきます。1年間の掛金は800円です。（指定払込期間を過ぎると、掛金800円のほかシステム手数料の140円、合計940円が必要になります。）
- ・活動中や定められた通学路における登下会のけがの場合のみ適用となります。
- ・入院・通院とも1日目から適用となります。
- ・受診された場合は児童クラブへご連絡ください。保険請求手続きを行います。

## 5 気象警報発令時等の対応

- ・気象警報発令時等の場合、事前に提出いただく「気象警報発令時等の対応調査票」に基づく下会方法で対応します。大雨や台風等の気象警報発令時の対応は、安全確保のため、保護者の皆様のご協力をお願いいたします。
  - ・対象となる気象警報は、府中町（広島県全域の場合を含む）に発令されている大雨・土砂災害・氾濫・高潮・暴風・暴風雪・大雪警報のいずれかの場合です。
  - ・小学校が臨時休校となった場合は、放課後児童クラブも臨時休会となります。
  - ・事件発生等により学校が集団下校を実施する場合にも、「調査票」に基づく対応をさせていただきます。状況によっては、変更を行う場合がありますので、必ず連絡がとれるようにしておいてください。
  - ・警報の発令が予想される場合、あらかじめ児童と警報時の対応の仕方についてよく相談をしてください。
  - ・緊急時には府中町教育委員会からメール配信を行いますので、保護者の皆様には全員登録していただきます。  
緊急メール連絡システムは年度で運用を行っています。登録は4月1日以降に行ってください。  
アドレスを変更された場合は、始めから登録をし直し、そのことを児童クラブにお知らせください。  
配信されたメールを確認されたときは、確認ボタンを必ずクリックしてください。
  - ・児童クラブのメール登録は小学校のメール登録とは別のため、利用する児童クラブへ登録してください。
  - ・メールの登録方法については、このしおりの16ページにあります。
- ※緊急メール連絡システムは、フィーチャーフォン（ガラケー）では使用できません。

◇ 学校の休校日の気象警報発令時の登会について



## 6 その他

- ◎無断欠席、けがや急病、その他緊急の場合の連絡については、勤務先にさせていただきます。携帯電話は、あくまでも第二手段とします。但し、外出勤務が多い場合等については、その旨をあらかじめ児童クラブへお伝えください。
- ◎指導員の指示に従わず、他の児童の活動の妨げになる行為を行うこと、または、危険な行為等を行った児童は、登会の停止または退会していただくことがあります。
- ◎活動中に携帯電話やスマートフォン、GPS（ボイスメッセージ機能付き）等、使用はできません。  
また、児童クラブへの登会中及び下会后、自宅への帰宅中、クラブでの活動中に、上記機器を紛失・破損された場合には、本クラブでは責任を負いかねます。
- ◎保護者が在宅の時(在宅ワークは含まない)や就労以外の時は、児童クラブへ登会できません。ご家庭で親子のふれあいをもっていただくようお願いいたします。私たち指導員は児童が安全で楽しく、そして保護者が安心して登会させられる児童クラブでありたいと、日々取り組んでいます。

## 7. Q&A

Q 産休中・育休中は、利用できますか。

A 産休中・育休中であっても利用することは可能です。

Q 小学校の下校時間から習い事の始まる時間まで時間があるので、時間調節のため入会したいのですが？

A そのような入会はできません。

Q 勤務先に変更があった場合は？

A 社会教育課へ在職証明書を改めて提出してください。また、各児童クラブにも変更内容をお知らせください。

Q 仕事を辞めた場合は？

A 退職後一か月間は求職期間として在籍することができますが、児童の登会は就職面接日等の事情がある場合に限りです。

1か月を超えても次の勤務先が決定しない場合は、一旦退会していただくことになります。

お問い合わせ先 府中町教育委員会事務局社会教育課 ☎ 082-286-3272



又は、メール機能より新規（メール）作成を選択し、「**jidoukai@w.line-nt.com**」を入力します。

④ メール本文にあるURLからインターネットへ接続します。

バーコードリーダーをご利用の方はこちら ⇒



◎会員情報の修正  
をしたい場合  
メル一貫ハ⇒メ  
ニユー（三）⇒  
「会員情報・修正」  
より、修正期間内  
であれば「分類情  
報」の修正が可能  
です。

⑤ 注意事項を確認し登録開始を押します。

⑥ 名前（保護者名）

唯是

電話番号を入力し  
次へ を押します。

⑦ 分類追加をするを押した分類/小分類を選択し児童名を入力し確定を押します。

メール（https://www.w〜）をクリックしてください。  
【動作環境】  
Android ⇒ Android12以上  
バージョン画面に追加されたアプリが受信一覧がいっでも確認できます。  
アップデートの更新（修正）も可能です。

- Eメールで登録可能（フリーメールでも利用できます。）
- ガラケー・ガラホには対応しておりません。

登録についてわからないことがあれば ラインネットサポートセンター  
TEL 0120-65-4441 (無料) にお問合わせください。

※登録加入者（保護者）が個々に契約された携帯電話で登録作業を行う為、教育委員会に連絡いただいても対応することはできませんので、お気をつけください。

(※1) 迷惑メールの設定をしているとメールの返信がない場合があります。①パソコンのメールを拒否している ②URL付メールを拒否している… 場合など  
送信先のメールアドレスを受信指定してください。ドメインは、「[w.line-ni.com](http://w.line-ni.com) (ウ エ リ ニ・ド ヴ ェ イ・エ ー・エ ー・ド ヴ ェ イ・ド ヴ ェ イ)」です。  
メール設定に関しては、携帯ショップへお問合せください。(許可設定/ドメイン指定 (推奨))